

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨説明

ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及びその内容の概要を御説明申し上げます。

電気事業法の目的に、「電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」ことが規定されています。電力・ガス取引監視等委員会は、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された委員会であり、今述べた電気事業法の目的である「電気の利用者の利益の保護と電気事業の健全な発達」を確保するための機関であると言えます。

しかしながら、今年三月に経済産業大臣が行った関西電力に対する業務改善命令が、電気事業法上必要とされる電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を経ずに行われていたことなどを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の在り方について、本経済産業委員会でも議論が行われたところです。

さらに、今回の政府原案においても、電力・ガス取引監視等委員会に対する諮問事項が多数追加されることとなっており、このことから電力・ガス取引監視等委員会が適切に機能を果たすことの重要性が高くなっているとと言えます。

以上が、この修正案を提出する趣旨であります。

次に、その内容の概要について御説明申し上げます。

政府は、電気等の使用者の利益の保護及び電気事業等の健全な発達をより一層図る観点から、電力・ガス取引監視等委員会の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする検討条項を追加するものであります。

以上が、この修正案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。